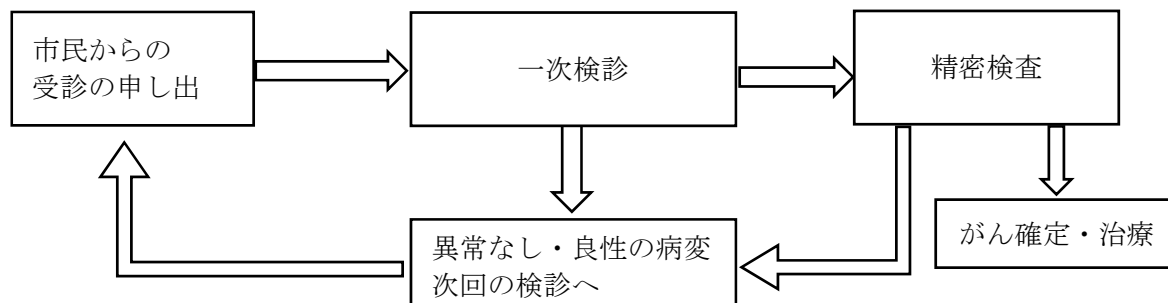


佐世保市大腸がん検診業務委託仕様書

本契約に基づく大腸がん検診については、次の通り実施すること。

○がん検診の流れ



下の①～④の各項目について、カッコ内の項番に示す内容により実施する。

①一次検診の実施

- 検診対象者かどうか確認すること（項番「1，2，3」）。
- 受診者から負担金を徴収すること（項番「4」）。
- 一次検診を実施すること（項番「5」）。
- 一次検診の結果を受診者に通知すること（項番「6」）。

②精密検査の実施

- 精密検査を実施すること（項番「8」）。

③報告・委託料の請求

- 検診結果を市へ報告し、委託料を請求すること（項番「7，10」）。

④その他の事項

- 記録を保管すること（項番「9」）。
- 精度管理に努めること（項番「11」）。
- 仕様書に定めがないものの取扱い（項番「12」）。

1. 検診の対象者

- 佐世保市に住民票がある40歳以上の市民。
- ※やむを得ない事情により住民票を佐世保市に異動できない方への実施も可。

2. 検診の対象者の例外

次のいずれかに該当する場合は、佐世保市大腸がん検診の対象とはならない。

「3. 対象者の確認方法について」に従い、十分に確認をすること。

- (1) 大腸疾患などで治療中あるいは定期観察中の者。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律第7条に規定する医療保険各法に基づく健康保険組合等並びに事業所・施設等が保健事業・福利厚生等として実施する免疫便潜血検査（2日法）を受けることができる者（やむを得ない事情がある場合は、この限りではない）。

(3) 年度内(4月1日～翌年3月31日)に佐世保市大腸がん検診を受診済みである者。

3. 対象者の確認方法について

次の方法で実施する。

- (1) 受診者への聞き取り
- (2) 各種被保険者証など
- (3) 佐世保市大腸がん検診カルテ(自院で保管している分のみ)

※不明な点がある場合は、健康づくり課に問い合わせができる。

(平日8時30分から17時15分の間に限る)

※上記(1)～(3)の確認をせず「2. 検診の対象者の例外」に該当するものに検診をした場合、委託料を支払えないこととなるので十分注意すること。

4. 受診者の負担金

受診者の負担金は次のとおり。実施医療機関で徴収する。

○40歳～69歳 600円

○70歳以上 無料

○ただし、次に該当する方は、上記にかかわらず負担金は無料。

医療機関窓口において各種証明書等を確認すること。

- ・生活保護受給者
- ・佐世保市国民健康保険加入者
- ・市民税非課税世帯
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者
- ・40歳節目検診の対象とする者(実施年度の4月1日現在、満40歳の者)

※市への報告の際に、確認した証明書等(コピー可)を併せて提出すること。

5. 検診実施方法

次のとおり実施する。

1 問診

現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

また、便潜血検査陽性で要精密検査となった場合は必ず精密検査を受診するよう、全ての検診受診者に周知すること。

なおその際には、精密検査を受診しないことで、大腸がんによる死亡の危険性が高まるなどの科学的知見に基づき、十分な説明を行うこと。

2 免疫便潜血検査(2日法)

(1) 採便の方法

採便用具を配布し、自己採便とする。

なお、採便用具の使用方法、採便量、初回採便から2回目までの日数(便の採取については、おおむね検体の回収の当日または前日と、その1日前もしくは2日前に採便を行う)及び、初回採便後の検体の保管方法等は検査精度に大きな影響を与えるので、採便用具の配布に際してはその旨を受診者に十分説明する。

(2) 検体の回収、測定

検体の測定は、検体回収後、すみやかに行うものとする。それが困難な場合は、測定まで冷蔵保存すること。また、回収機関で測定を実施しない場合は、検査センターへ渡すまで冷蔵保存すること。

(3) 検査結果の区分

検診の結果は、問診結果を参考に、免疫便潜血検査結果により一次医療機関が判定し、「便潜血陰性」及び「要精検」に区分する。

6. 受診者への結果通知

検診の結果は、一次検診実施機関から受診者に速やかに通知する。
※精密検査が必要な方については、適切な受診指導を実施すること。

7. 市への報告・請求

次の書類をまとめて検査月の翌月20日までに報告すること。

○がん検診（一次）委託料請求書 ※委託料の支払は一次検診のみ

○受診者名簿（検診結果を記入すること）

○佐世保市大腸がん検診カルテ

※カルテは5枚複写となっている。

1枚目 医療機関保存用（検診実施機関で保管すること）

2枚目 受診者への通知用（受診者に渡すこと）

3枚目 佐世保市報告用（請求書と共に佐世保市へ提出すること）

4枚目 医師会報告用（医師会に提出すること）

5枚目 検査機関用（外部の検査機関で測定する場合に使用する）

8. 精密検査の実施

精密検査機関は、十分な精密検査が可能な機関とする。

一次検診からの流れは次のとおり。なお、精密検査は保険診療扱いとする。

① 一次検診実施医療機関

大腸がん検診精密検査結果連絡票を作成して受診者へ渡し、精密検査の受診を勧める。

※精密検査実施医療機関に大腸がん検診精密検査結果連絡票を提出するよう受診者に説明すること。

② 精密検査医療機関

精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査とする。精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難な場合においては、S状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査（二重造影法）の併用による精密検査を実施する。

検査実施後、精密検査の結果を受診者に説明し、大腸がん検診精密検査結果連絡票を用いて結果をすみやかに佐世保市に報告する。

③ 佐世保市

精密検査実施医療機関から精密検査結果を受領後、佐世保市は一次検診実施医療機関と医師会へ大腸がん検診精密検査結果連絡票を用いて報告する。

9. 記録の整備

検診実施医療機関において検診結果及びカルテ等は、少なくとも5年間保存すること。

10. 委託料の支払

委託料の支払は、一次検診が対象となる。

報告内容を佐世保市で確認した後、各医療機関に支払う。

佐世保市での確認の際、内容に疑義があった場合は、医療機関に対して電話等で照会をおこなう。

また、照会の結果、委託料を支払えないこととなる場合がある。

委託料支払の可否は下表のとおりとなるので留意すること。

例	医療機関での対象者確認	委託料の支払
年度内2回目の受診 (1回目と2回目の医療機関が同一の場合)		支払わない
年度内2回目の受診 (1回目と2回目の医療機関が異なる場合)		支払う
佐世保市に住民票がない者の受診	受診者への聞き取り、被保険者証などの確認を行った	支払う
	受診者への聞き取り、被保険者証などの確認を行っていない	支払わない
上記以外の場合		その都度協議する

11. 精度管理について

がん検診の質の向上を図るため、事業評価を実施する。

佐世保市より事業評価のためのチェックリストを送付された際は必ず回答すること。また、チェックリストの内容は、厚生労働省から求められている基準である。がん検診の精度向上のため、チェックリストの項目を満たした検診の実施に努めること。

12. その他

この仕様書にない案件等が生じた場合は、佐世保市と佐世保市医師会で協議を行い決定する。